

# 第3回 川西薩地区法定合併協議会

資 料

平成15年2月13日(木) 午後2時から

場所 川内市 ホテル太陽パレス

川西薩地区法定合併協議会

## 第3回川西薩地区法定合併協議会

日時：平成15年2月13日(木) 午後2時から 場所：ホテル太陽パレス (川内市)
---

### 会 次 第

#### 1, 開会

#### 2, 会長あいさつ

#### 3, 新委員委嘱状交付

#### 4, 事務局職員紹介

#### 5, 副会長選任の報告

#### 6, 議事

議案第7号 新市名称の公募方法等(案)について

議案第8号 新市名称候補選定基準等(案)について

議案第9号 川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針(案)  
について

#### 7, 提案

提案第1号 合併協定項目(案)について

#### 8, 報告事項

・事務の進捗状況について

#### 9, その他

・次回協議会の開催等について

#### 10, 閉会

## 出席者名簿

## 1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	原口 博文	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	今別府 哲矢	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
串木野市	行政	市長	田畑 誠一	
		助役		
	議会	議長	福田 清宏	
		副議長	下迫田 良信	
	学識経験者		後夷 安男	
			淵脇 紀子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	野久尾正徳	
		副議長	帯田 博美	
	学識経験者		大津 正利	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森菌 正堂	
		助役	寺師 勉	
	議会	議長	渡辺 一徹	
		副議長	北迫 茂	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	

市町村名	区 分	職名	氏 名	摘 要
祁答院町	行 政	町 長	今村 松男	
		助 役	平田 陽一	
	議 会	議 長	瀬尾 和敬	
		副議長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	
里 村	行 政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	岸 悍	
		副議長	平嶺 道夫	
	学識経験者		純浦 勝志	
			山下 廣江	
上 甌 村	行 政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	村尾 幸生	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
鹿 島 村	行 政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		議 員	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			塩釜 悦子	

## 2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	高山 大作	
	総務部地方課 市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

## 事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	満菌健士郎	串木野市
事務局次長	川野 眞司	川内市
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整第1班長	棚町 健治	串木野市
調整第1班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整第1班員	井手上和洋	祁答院町
調整第1班員	平 利朗	樋脇町
調整第1班員	※ 久米 道秋	祁答院町
調整第2班長	奥平 幸己	東郷町
調整第2班員	田代 健一	川内市
調整第2班員	※ 堀切 良一	入来町
調整第2班員	※ 前田 隆盛	樋脇町
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甑村
計画班員	久徳 和久	串木野市
計画班員	※ 堀之内孝充	東郷町

(※ 平成15年2月1日付 発令)

## 副会長選任の報告

川西薩地区法定合併協議会の副会長を下記のとおり選任したので、報告する。

役員名	職 名	氏 名
副会長	串木野市長	田畑 誠一

平成15年2月13日

川西薩地区法定合併協議会  
会 長 森 卓 朗

### (参考：川西薩地区法定合併協議会規約)

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長3名は、関係市町村の首長及び議長が協議により、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

第7条 委員は次の者（前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 関係市町村の首長及び助役（川内市にあつては、総務部の事務を所管する助役をいう。）。ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名
- (2) 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内

議案第7号

新市名称の公募方法等（案）について

川西薩地区法定合併協議会における新市名称の公募方法については、別紙のとおり定める。

平成15年2月13日提出

川西薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

## (1) 新市名称の公募実施等(案)について

### 1 公募の目的

- (1) 住民の合併問題に対する関心の喚起を図る。
- (2) 合併問題に対する住民参加の推進を図る。
- (3) 新市名を幅広く公募することにより、幅広い意見の集約を図る。
- (4) 新市名を幅広く公募することにより、川西薩地区(川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村及び鹿島村)の知名度の向上を図る。

### 2 公募内容

合併新市にふさわしい市名を公募する。

### 3 公募方法

次の内容について募集要項を定め、公募を行う。

#### (1) 応募資格

とくに制限を設けない。

#### (2) 応募方法

応募は、次に掲げる方法で、応募用紙等には1点だけ記入、一人何点でも応募できる。

ただし、同一人の同一名称の応募は1点限りとする。

イ 応募用紙(事務局で作成する協議会だより・平成15年2月号の応募用紙で切手不要)

ロ 官製はがき

ハ ファックス

ニ ホームページ

応募の際には、必要事項として、新市名称(漢字の場合は、必ず「ふりがな」を振ること)、その意味(無記入は無効)、住所、氏名、年齢、性別及び電話番号を明記することとする。(年齢及び性別は省略可)

※ 電話での受付は行わないが、応募用紙は各市町村合併担当窓口及び事務局でも受付ける。

#### (3) 公募期間

平成15年4月1日から平成15年5月31日(消印有効)までとする。

#### (4) 周知方法

協議会だより・各市町村広報紙・ホームページ・新聞等により周知する。

#### (5) 発表

川西薩地区法定合併協議会において、新市名が決定された後、協議会だより、各市町村広報紙及びホームページで発表する。

#### (6) 賞品

新市名として決定された作品の中から、応募者に抽選で賞品を贈呈する。

#### (7) 使用する文字

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用し、漢字の場合には必ず「ふりがな」を振ることを明記する。

#### (8) 現在の9市町村名の使用について

使用しない。

表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったもの、あるいは含むものはすべて無効。(現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら無効。)

#### (9) 新市名称の決定の流れ

合併協議会内に設置する新市名候補選定小委員会において、選定基準を定め、それに基づき応募作品の中から候補名を5点程度選定する。

次に、小委員会において選定された候補名の中から新市名を決定する議案を協議会に提案し、協議会において新市名候補1点を決定する。



## (2) 新市名称募集要項について

### 1 公募内容等

- (1) 川西薩地区(川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村)の特徴を表し、合併にふさわしい新市の名称を公募します。
- (2) 新市名称には、漢字、ひらがな、カタカナいずれも使用できます。また、その組み合わせも自由とします。漢字を使用する場合には必ず「ふりがな」を振って下さい。  
なお、現在の9市町村名は使用できません。(表記が漢字、ひらがな、カタカナにかかわらず、現在の9市町村名をそのまま使ったもの、あるいは含むものもすべて使用できません。また、現在の9市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら使用できません。)
- (3) 応募作品は、同一作品の多少にかかわらず、選定する際の参考資料とさせていただきます。

### 2 応募方法等

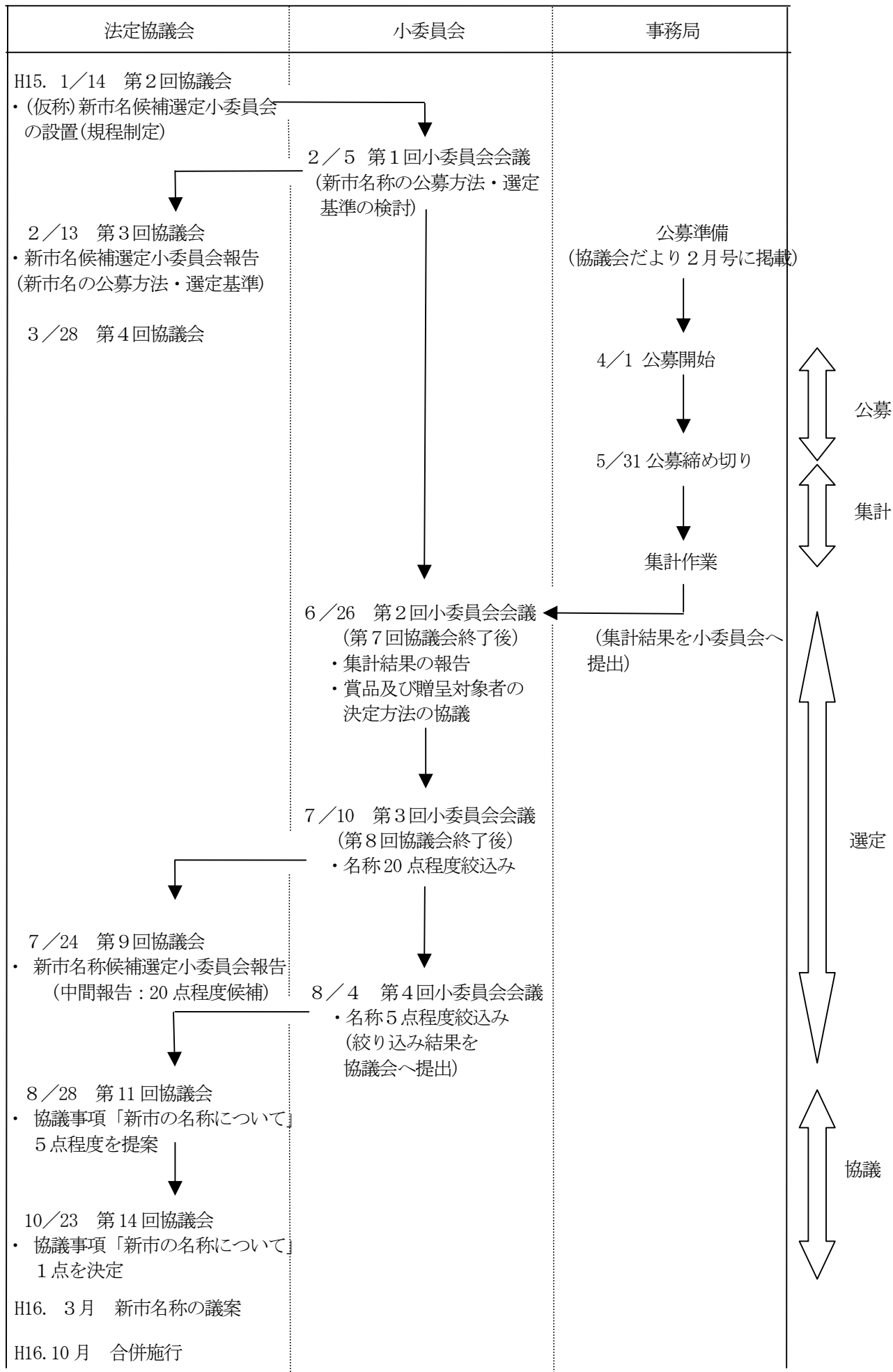
- (1) 応募資格  
どなたでも応募できます。
- (2) 応募方法  
応募は、「①新しい市の名前(漢字の場合は、必ずふりがな記入)」「②その理由(無記入は無効)」「③住所」「④氏名」「⑤年齢」「⑥性別」「⑦電話番号」を明記し(⑤・⑥については省略可)、次に掲げる方法で、応募用紙等に1点だけ記入して下さい。お一人様何点でも応募できます。(同一人の同一名称の応募は1点限りとします。)
- イ 応募用紙(事務局で作成する協議会だより・平成15年2月号の応募用紙で応募する方に限り切手は不要です。)
- ロ 官製はがき
- ハ FAX 0996-22-6295
- ニ ホームページ <http://www.senseisatu-gappei.kagosima.jp>
- ※ 電話での受付は行いませんが、応募用紙は各市町村合併担当窓口及び事務局でも受け付けます。
- (3) 期間  
平成15年4月1日から平成15年5月31日(消印有効)までとします。
- (4) 発表  
川西薩地区法定合併協議会において、新市名が決定された後、合併協議会だより、市町村広報紙及びホームページで発表いたします。
- (5) 賞品  
名称として決定された作品の中から、応募者に抽選で賞品を贈呈いたします。
- (6) お問い合わせ先  
川西薩地区法定合併協議会事務局  
〒895-8650 鹿児島県川内市神田町3番22号 川内市役所内  
TEL 0996-23-5111 FAX 0996-22-6295

#### 【記入例】

<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">〒 895-8650</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県川内市神田町3番22号 (川内市役所内) 川西薩地区法定合併協議会事務局 行</p>	<p>① 新しい市の名称 (必ずふりがな記入)</p> <hr/> <hr/> <p>② その意味 (無記入は無効)</p> <hr/> <hr/> <p>③ 住所</p> <hr/> <hr/> <p>④ 氏名</p> <hr/> <hr/> <p>⑤ 年齢(省略可) ⑥ 性別(省略可)</p> <hr/> <hr/> <p>⑥ 電話番号</p> <hr/> <hr/>
--	---

※ 応募された作品に関するいっさいの権利は、川西薩地区法定合併協議会に帰属します。

### (3) 新市名称検討スケジュール(案)について



議案第8号

新市名称候補選定基準等（案）について

川西薩地区法定合併協議会における新市名称候補選定基準等については、別紙のとおり定める。

平成15年2月13日提出

川西薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

# 新市名称候補選定基準等（案）について

## 1 選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次のいずれか一つ以上に該当する名前とする。

- (1) 川西薩地区（川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村（以下「本地区」という。））が地理的にイメージできる名称
- (2)本地区の特徴を表す名称
- (3)本地区の歴史・文化にちなんだ名称
- (4)住民の地域イメージにふさわしい名称
- (5)住民の一体性を醸成しやすい名称
- (6)対外的に覚えやすい名称
- (7)その他、新市としてふさわしい名称

## 2 選定方法

- (1) 新市名称候補は、応募作品の中から5点程度を小委員会の協議により決定する。
- (2) 法定協議会で1点に選定する。

## 3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を著しく損なわない範囲で修正することができるものとする。

## 4 選定にあたっての留意事項

同一新名称の応募数については、選定の際の参考に留めることとする。

## 5 選定の流れについて

(1) 応募の集計（事務局）

(2) 集計経過を6/26第2回小委員会へ提出(下記の一覧表提出)

① 50音順応募一覧表

NO	名称	よみがな	その意味

② 9市町村からの応募 応募数上位(30)

県内からの応募 応募数上位(30)

順位	名称	よみがな	票数

順位	名称	よみがな	票数

③ 応募数上位(30)

よみがな応募数上位(30)

表記応募数上位(30)

順位	名称	よみがな	票数

順位	よみがな	票数

順位	名称	票数

(3) 委員は、選定基準に基づいて、提出された一覧表を持ち帰り20点程度絞込みを行う。

- ・各委員は絞り込んだ20点程度を協議会事務局に提出する。事務局はさらに提出された候補を、上位30点程度に集計する。

(4) 7/10第3回小委員会に事務局が(3)で集計した30点程度を提出する。

30点程度を20点程度まで絞り込む。

(5) 小委員会で絞り込んだ20点程度を7/24第9回協議会で、中間報告を行う。

(6) 8/4第4回小委員会、20点程度を5点程度まで絞り込む。

5点程度について、作品ごとに選定委員会としての「選定理由」を検討し、報告書を作る。

(7) 8/28第11回協議会へ「新市の名称について」として、5点程度を提案する。

協議会で5点程度について、意見交換と、最終決定までの流れを協議する。(継続審議)

(8) 10/23第14回協議会で新市名称候補1点を決定する。

(9) H16. 3月 新市名称の議案

(10) H16. 10月 合併施行

※ (1)～(6)までは、小委員会で協議する。小委員会で5点程度まで絞り込む間、委員長は議長ではあるが、新市名称候補選定小委員会委員として採決権を持つこととする。

議案第9号

川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針（案）について

川西薩地区法定合併協議会会議運営規程第19条の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会の会議等の公開に関する指針については、別紙のとおり定める。

平成15年2月13日提出

川西薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

# 川西薩地区法定合併協議会会議等の公開に関する指針

## 第1 目的

この指針は、川西薩地区法定合併協議会の会議等の公開に関する基本方針を定め、その審議の状況を明らかにすることにより、住民の市町村合併に対する理解と信頼を確保し、もって住民参加による公正で開かれた会議等の運営に資することを目的とする。

## 第2 対象とする会議等

この指針において「会議等」とは、川西薩地区法定合併協議会の会議、市町村長調整会、小委員会、幹事会、専門部会、分科会、まちづくりプロジェクト会議及びまちづくりプロジェクトワーキング会議をいう。

## 第3 公開の基準

会議等は、原則としてこれを公開するものとする。ただし、次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議等を開催する場合はこの限りでない。

- (1) 法令の規定により開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述等により特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報
- (3) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する 情報。ただし公にすることが必要であると認められる情報を除く
- (4) 公にすることにより、個人の生命、身体、健康、生活、財産、名誉等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
- (5) 川西薩地区法定合併協議会と国又は県、川西薩地区法定合併協議会を構成する市町村その他の地方公共団体等（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、当該国等の承諾なく公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
- (6) 川西薩地区法定合併協議会の内部における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報
- (7) 川西薩地区法定合併協議会が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、国等の財産上の利益又は地位を不当に害するおそれのある情報、調査研究、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な遂行を妨げるおそれのある情報

## 第4 公開・非公開の決定等

- (1) 会議等の長は、第3に定める基準に基づき、あらかじめ会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。
- (2) 会議等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められる場合には、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

- (3) 協議会の会議を除く会議等の公開又は非公開の決定、公開の方法その他手続については、川西薩地区法定合併協議会会議運営規程第9条から第18条までの規定を準用する。

## 第5 公開の会議の運営等

- (1) 会議等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (2) 会議等は、報道機関の取材活動に対して十分配慮するものとする。

## 第6 会議開催の周知

会議等は、公開の会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日時、開催場所、議題を報道機関へ情報提供し、川西薩地区法定合併協議会ホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

## 第7 施行日

この指針は、平成15年2月13日から施行する。

### (参考) 川西薩地区法定合併協議会会議運営規程

#### (傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものとする。

ただし、図面、地図、写真、報告書等の会議資料の提供については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することによることができる。

#### (傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

#### (傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(別記第1号様式)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

#### (傍聴証の返還)



第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨の表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を受けた者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨の表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

## 提案第1号

### 合併協定項目（案）について

川西薩地区法定合併協議会における合併協定項目については、別紙のとおり定める。

平成15年2月13日提出

川西薩地区法定合併協議会  
会長 森 卓 朗

### (参考)

合併協定項目とは、合併するとした場合に必要なあらゆる事項について、協議会で協議を行い、その結果を「合併協定書」として取りまとめる項目である。

## 合併協定項目（46項目）

### 自治体の存立に関わる基本的な事項

通番	合併協定項目	主な協議内容
1	1 合併の方式	新設合併（対等合併）
2	2 合併の期日	平成16年10月を目標
3	3 新市の名称	新市名称候補選定小委員会の設置、公募
4	4 新市の事務所の位置	新庁舎建設までの間は川内市神田町3番22号（川内市役所の位置）

### 事務事業の一元化に関わる事項

合併協定項目		
5	5	財産の取扱い
6	6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8	8	地方税の取扱い
9	9	一般職の職員の身分の取扱い
10	10	特別職の身分の取扱い
11	11	条例、規則等の取扱い
12	12	事務組織及び機構の取扱い
13	13	一部事務組合等の取扱い
14	14	使用料、手数料等の取扱い
15	15	公共的団体等の取扱い
16	16	補助金、交付金等の取扱い
17	17	町名・字名の取扱い
18	18	慣行の取扱い
19	19	国民健康保険事業の取扱い
20	20	介護保険事業の取扱い
21	21	消防団の取扱い
22	22	自治会・行政連絡機構の取扱い

### 各種事務事業の取扱い

合併協定項目		
23	23	－1 男女共同参画事業
24		－2 姉妹都市・国際交流事業
25		－3 電算システム事業
26		－4 広報広聴関係事業
27		－5 消防防災関係事業
28		－6 交通関係事業
29		－7 窓口業務
30		－8 保健衛生事業
31		－9 環境衛生事業
32		－10 障害者福祉事業
33		－11 高齢者福祉事業
34		－12 児童福祉事業
35		－13 生活保護事業
36		－14 その他の福祉事業
37		－15 農林水産関係事業
38		－16 商工・観光関係事業
39		－17 建設関係事業
40		－18 上・下水道事業
41		－19 学校教育事業
42		－20 コミュニティ施策
43		－21 社会教育事業
44		－22 情報公開制度
45		－23 その他事業

### 新市建設計画に係る事項

合併協定項目		
46	24	新市まちづくり計画

## 報告事項

### ・事務の進捗状況について

項 目	進 捗 状 況
協議会だより	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月31日：創刊号発送（第1回協議会及び第2回協議会）</li> <li>※第2号は2月末発送予定</li> </ul>
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年12月25日：ホームページ開設</li> <li>2月7日現在 アクセス 7,168件</li> </ul>
議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月29日：調製・関係市町村発送（第1回・第2回議事録）</li> </ul>
事務事業一元化関係 (調整第1班・第2班)	<p>調整個表（比較表）の調整作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1月10日：各専門部会事務局打合せ 1月の作業内容について</li> <li>1月15日～17日：各専門部会開催 事務事業項目の調整作業</li> <li>1月22日～24日：各専門部会事務局打合せ 2月の作業内容について</li> <li>1月29日～：各分科会開催（2月中） 調整個表（比較表）の横並びの最終調整及び協議レベルの検討。 文書法制・選挙・庁舎管理分科会内に例規作業部会を設置することを決定。</li> <li>1月29日：財政、戸籍、電算担当部課長合同会議 電算システムの統合について</li> </ul>
新市まちづくり 計画策定 (計 画 班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月10日：まちづくりフォーラム発足・[第1回]会議開催</li> <li>1月17日：プロジェクト会議[第1回]会議及び各ワーキング会議①開催</li> <li>1月23日：組織部会②開催</li> <li>1月29日：まちづくりフォーラム[第2回]会議開催</li> <li>1月30日：コミュニティ部会②開催</li> <li>1月31日：住民及び関係市町村・一部事務組合職員からの提言募集締切</li> <li>1月31日：実施計画登載候補事業調査</li> <li>2月3日：組織部会③開催</li> <li>2月7日：政策部会③開催</li> <li>2月10日：コミュニティ部会③開催</li> <li>2月12日：財政策部会③開催</li> <li>2月14日：組織部会④開催（予定）</li> <li>2月14日：まちづくりフォーラム[第3回]会議開催（予定）</li> </ul>

## 8 その他

- ・次回協議会の開催等について

### (参考) 法定協議会の開催日程(案)

会議名	日程	会場	出席者
第3回幹事会	2月27日(木) 午後1時30分～	川内市 (市庁舎6F大会議室)	幹事・・・助役 各専門部会長 各合併担当部課長 県オブザーバー
第4回協議会	3月28日(金) 午後2時30分～	串木野市 (シタトガーデンさのさ)	委員・・・首長、助役 議長、議員 学識経験者 県顧問

平成15年以降川西薩地区法定合併協議会 協議日程(案)

月	日	曜日	時間	協議会	新市名称候補選定 小委員会	幹事会
H15 1	9	木	13:30～			第1回幹事会
	14	火	13:30～	第2回協議会		
2	5	火	13:30～		第1回会議	
	6	木	13:30～			第2回幹事会
	13	木	14:00～	第3回協議会		
	27	木	13:30～			第3回幹事会
3	28	金	14:30～	第4回協議会		
4				統一地方選挙のため協議会なし		
5	8	木	13:30～			第4回幹事会
	15	木	13:30～	第5回協議会		
	22	木	13:30～			第5回幹事会
	29	木	13:30～	第6回協議会		
6	5	木	13:30～			(幹事会予備日)
	12	木	13:30～	(協議会予備日)		
	19	木	13:30～			第6回幹事会
	26	木	13:30～	第7回協議会	第2回会議	
7	3	木	13:30～			第7回幹事会
	10	木	13:30～	第8回協議会	第3回会議	
	17	木	13:30～			第8回幹事会
	24	木	13:30～	第9回協議会		
	31	木	13:30～	(協議会予備日)		
8	4	月	13:30～		第4回会議	
	7	木	13:30～			第9回幹事会
	12	火	13:30～	第10回協議会		
	21	木	13:30～			第10回幹事会
	28	木	13:30～	第11回協議会		
9	4	木	13:30～			(幹事会予備日)
	11	木	13:30～	(協議会予備日)		
	18	木	13:30～			第11回幹事会
	25	木	13:30～	第12回協議会		

月	日	曜日	時間	協議会	新市名称候補選定小 委員会	幹事会
10	2	木	13:30～			第12回幹事会
	9	木	13:30～	第13回協議会		
	16	木	13:30～			第13回幹事会
	23	木	13:30～	第14回協議会		
	30	木	13:30～	(協議会予備日)		
11	6	木	13:30～			第14回幹事会
	13	木	13:30～	第15回協議会		
	20	木	13:30～			第15回幹事会
	27	木	13:30～	第16回協議会		
12	4	木	13:30～			(幹事会予備日)
	11	木	13:30～	(協議会予備日)		
	18	木	13:30～			第16回幹事会
	24	水	13:30～	第17回協議会		
H16 1	8	木	13:30～			第17回幹事会
	15	木	13:30～	第18回協議会		
	22	木	13:30～			第18回幹事会
	29	木	13:30～	第19回協議会		
2	5	木	13:30～			第19回幹事会
	12	木	13:30～	第20回協議会		
	19	木	13:30～			第20回幹事会
	26	木	13:30～	第21回協議会		
3	4	木	13:30～			(幹事会予備日)
	11	木	13:30～	(協議会予備日)		
	18	木	13:30～			第21回幹事会
	25	木	13:30～	第22回協議会		
4	1	木	13:30～			第22回幹事会
	8	木	13:30～	第23回協議会		
	15	木	13:30～			(幹事会予備日)
	22	木	13:30～	(協議会予備日)		